

# 令和6年度 第4回沖縄県内水面漁場管理委員会議事録

日時 令和7年3月28日（金）  
午後 14時06分～14時48分  
場所 沖縄県庁10階農林水産部第4会議

室

出席者

委員 7名

(会場参加)

古谷 千佳子 委員

津波古 優子 委員

(WEB参加)

立原 一憲 委員

金城 政達 委員

伊波 實 委員

宮良 工 委員

事務局職員 2名

紫波 俊介 (主任書記)

米丸 浩平 (主任書記)

---

○事務局（紫波） はい。古谷委員が入りましたので、ただいまより沖縄県内水面漁場管理委員会を始めたいと思います。

まず、議事に入る前に資料の確認です。本日の資料は議事次第、議案書の2点です。不足があればお申しつけください。

それといつもの確認を3点お願いいたします。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定していただくようお願いいたします。発言の際は、議長から指名を受けた上で発言をお願いいたします。途中退席される際には挙手の上、議長の許可のもと退席されてください。

それでは、ただいまより令和6年度第4回沖縄県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日の出席状況ですが、宮良委員と山川委員がただいま欠席をしております。委員定数8名に対し、6名のご出席をいただいております。漁業法第145条第1項の準用規定である、第173条第1項による規定を満たしておりますので、本日の委員会は成立いたしております。

本日はウェブ併用の会議となっております。ウェブ参加の方は発言される際に、マイクをオン、それ以外ではオフでお願いします。カメラは

原則として、オンにしてください。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、沖縄県内水面漁場管理委員会運用等規定第6条により、会議の議長は会長が当たると規定されております。

以後の会議の進行を立原会長、お願い申し上げます。

○立原会長 皆さんこんにちは。

こちらもようやく暖かくなってきました。

今日の議事ですけれども、議事録署名人を金城委員と津波古委員にお願いいたします。大丈夫でしょうか。

○津波古委員 はい、大丈夫です。

### 【第1号議案 沖縄県漁業調整規則の改正について（諮問）】

○立原会長 それでは議題に入りたいと思います。

まず最初の議題ですけれども、今日の議案は前回の会議のときに少し報告をいただいた沖縄県漁業調整規則の改正について、ということで、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局（紫波） はい。事務局より説明いたします。

第1号議案、沖縄県漁業調整規則の一部改正について。

沖縄県漁業調整規則は、漁業法及び刑法の一部改正に伴い、規則の関係条文を改正する必要があります。

また、併せて、規則の採捕制限対象種の明確化と見直し、備付け等を命じることのできる機器に漁業実態に応じた機器の追加、文言の適正化と誤記の訂正を行うことを考えております。

水産資源保護法第4条第7項の規定に基づき、沖縄県知事より、当委員会に意見が求められていますので、ご審議願います。

2ページをご覧ください。こちらのほうで沖縄県知事より諮問が来ております。根拠法令の水産資源保護法については、次の3ページに記載をしております。

諮問の内容の説明に移る前に、4ページをご覧ください。規則の一部改正に係る進捗状況となっております。下線部を引いている1月17日、漁業団体への意見照会を行いまして、こちらの改正に意見がないという回答をいただいております。また2月21日には検察庁の協議を終了し、また、3月25日にはパブリックコメントを終了し、意見はないというふうになっております。

本日、沖縄県内水面漁場委員会への諮問答申を行い、また4月に海区漁業調整委員会の諮問答申を経て、農林水産大臣への認可申請を行いま

して、認可をいただいたら、5月下旬に規則の一部を改正する規則の公布、施行を行って参りたいと考えております。

では、5ページをご覧ください。沖縄県漁業調整規則の一部改正の概要。第1の趣旨は省略させていただきます。

第2の概要について、内水面漁場管理委員会に関係する事項を読み上げさせていただきたいと思っております。2、ウナギ（全長13cm以下のものに限る）周年採捕禁止規定の削除。こちら、新旧対照表は8ページ右側の表の下から2項目の「ウナギ」の部分が削除されるというところです。令和5年12月1日から、ウナギの稚魚について法第132条第1項の規定が適用され、何人もウナギの稚魚の採捕が禁止されることとなりました。

このことから、規則第34条によるウナギの採捕制限を存置する必要性が失われたため、規則における当該部分を削除することといたします。

次に、6ページをご覧ください。6ページの5番、刑法などの一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正。規則の方は10ページをご覧ください。10ページの第51条が変更となっております。

刑法などの一部を改正する法律により、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑の創設等が行われることから、関係条文を改正する、といたしまして、表の右側が旧なんです、第51条の上から2行目の「懲役」という文言をですね、「拘禁刑」という文言に変更しております。

次に6番、文言の適正化（2）、両罰規定の対象となる規定について、自然人を対象とすることを明確化する、となっております。

こちらの方は第51条の（1）の部分なんです、最後に「違反した者」という形で、こちらが、法人であるか自然人、いわゆる人間であるかということが、条文を読んだときに不明確に感じるということ、きちんと自然人を対象とすることがわかりやすいように、一番上の第51条本文の部分で、「当該違反行為をしたものは」というところと、（1）の部分に、「違反したとき」ということで、自然人を対象とすることを明確化しております。

次に、6ページの7番、誤記の訂正でございます。（1）規則第37条第1項第2号の、「及叉手網」を「及び叉手網」に改める。9ページの第37条（2）の方にこちらの「び」を、今回追加させていただいております。

また、新旧対照の表にはないのですが、この6ページの第3の部分で施行期日の定めがございます。公布の日（令和7年5月予定）から施行します。ただし、第51条の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）の部分については、上位法の刑法などの一部を改正する法律の

施行日が令和7年6月1日ですので、同日から施行するという予定です。  
事務局からは以上です。

**○立原会長** ご説明どうもありがとうございました。

今の件に関して何か、ご意見ご質問ありますでしょうか。公的な書き換えですので、そんなに大きな問題はないと思いますけれど、どうでしょう。大丈夫でしょうか。

それでは、内水面漁場管理委員会としては「意見なし」ということで承認してよろしいでしょうか。

(はいという声あり)

それでは、承認といたしたいと思います。

### **[報告事項1 希少野生動植物種等選定検討委員会の結果概要について]**

**○立原会長** それでは次ですけれども、報告事項がもう1つあるようです。報告事項として、希少野生動植物種等選定検討委員会の結果概要について、事務局の方からお願いいたします。

**○事務局(米丸)** はい。事務局からご説明いたします。

その前に今、山川委員が到着されましたので、この場を借りてご報告いたします。

議案書のほう12ページをお開きください。希少野生動植物種等選定検討委員会の結果概要について、自然保護課の方で希少種指定に向けた検討ということで、リュウキュウアユが指定できるかということ判断してもらっているところでした。こちらはリュウキュウアユに限ったものではなくて、他の種も指定するかどうかを検討している委員会です。

少し前に前回の検討委員会の報告をしましたが、先日、令和7年3月6日に検討委員会が開催されましたので、その結果をご報告したいと思います。

前回の検討委員会の概要は、12ページの下の方に記載しておりますが、こちらは以前報告したものですので、ここでの説明は省略させていただきます。概要としては、一度絶滅したものを、鹿児島県、他所から持ってきて入れてしまったということで、移入種、外来種に当たるのではないかとこのところが議論になっていたところでした。

13ページの方をお開きください。先日、自然保護課から、結果概要ということで資料の提供がありましたので、順に読み進めたいと思います。

1. リュウキュウアユを希少野生動植物種とすることについて結果概要、ということで、まず(1)沖縄県での取り扱いです。

希少野生動植物保護条例第2条第5項において、「「外来種」とは、

県内に導入され、または県内の特定の地域から当該地域以外の地域に導入されることにより、その本来の生息地又は生息地の外に存することとなる動植物の種をいう」と規定されています。

現在、県内に生息するリュウキュウアユは、奄美大島から導入された個体であることから、県内に生息するリュウキュウアユは、条例上は外来種の取り扱いとなる、ということです。

また、条例第7条第1項の規定に基づく指定希少野生動植物種等選定基準第2の2「選定の留意事項」(1)において、「外来種は選定しないこと」とされております。このことから、指定は難しいのではないかと、というような議論がされておりました。

次に(2)奄美と沖縄のリュウキュウアユについて。

リュウキュウアユ論文(琉球諸島産の新亜種*Plecoglossus altivelis*, (*Plecoglossidae*))西田(1988)では、「奄美大島と沖縄本島の個体群の間に若干の変異があり、奄美大島産の個体群は沖縄本島産の個体群と比べ、脊椎骨数、縦鱗数、測線上下の鱗数、上顎の櫛状歯数が有意に少ない」とされ、奄美大島より導入されて個体群は沖縄島の自然個体群とは生物学的にも異なる特徴を持った個体群と考えられるとされております。

(3)希少野生動植物種の指定について。

環境省は「遺伝的な差異はあるだろうが、再導入という形で外来種ではない」との見解を示したようですが、1(1)(2)を踏まえて検討した結果、また、域外保全という観点からも、本来の生息地である鹿児島県にも意見を聞いたところ、「現時点では域外保全の必要性を感じていない」という答えがあったことからすると、現在沖縄島に生息するリュウキュウアユ域外保全という観点から1希少野生動植物種に指定して保護する必要性はないと思われる、ということになりました。

ただ、最後にもありますとおり、今後新たな知見や鹿児島県からの要請等があれば、改めて指定を検討したいということです。

自然保護課の班長からも、ここは強く説明してもらいたいと言われたことがあります。リュウキュウアユに関しては、やはり今後も希少種へ指定すべきではないかという検討は引き続きされていくということで、鹿児島県から域外保全が必要だという判断であったり、あとこれまでも立原会長から説明があったとおり、トキやヒメマスのような形で本当に絶滅の危機に瀕しているようなものが野生絶滅してしまったからといって、他所から元の生息地に戻すということについては、今後、「移入種」ではなくて「再導入」であるということが整理されたら、また希少種に指定して保護していくべきという議論が進んでいくかもしれないので、

今回指定されなかったことで、今後一切指定されないということではないということは強くおっしゃっていましたので、この場で報告したいと思います。

事務局からの説明は以上ですが、立原会長がこの検討委員会に参加されていたかと思しますので、補足等あればよろしくお願いいたします。

**○立原会長** ご説明どうもありがとうございました。

この件で今、(2)の奄美と沖縄のリュウキュウアユについて、という説明がありましたが、これは少し今また話が変わってきているのが現状だと思うんです。

奄美大島の西と東で2つの個体群があるんですね。その両方の個体群で遺伝的に少し差があるということが分かっていて、1万年ぐらいの遺伝的差異があるんですね。うちの研究室で調べた結果、奄美の西個体群、要するに黒潮沿いで沖縄と繋がっている個体群っていうのは、東側の個体群よりも産卵期が遅いということがわかっています。

それは沖縄島に持ってきても一緒でした。沖縄島に持ってきて違うダム湖に入れても、西個体群は1ヶ月産卵がずれるんですね。産卵が遅いっていうのはどういう性質なのかというと、「より南の個体群である」ということを示しているんです。

それで今、これは私の考え方ですけども、昔、沖縄島と奄美の西個体群という1つの個体群がいて、それが共通の個体群だったものから、今残っている奄美の東個体群っていうのは、おそらく1万年ぐらい前に、河川争奪とって、川の上流の方で川と川が、その支流が違う川に流れ込むことによって、分岐した独自の個体群が東個体群なんじゃないかと考えています。

それで、沖縄島の個体群がいなくなるとほぼ同時に、奄美の西側の個体群も急速に今いなくなっていて、今は奄美の個体群というと、メインは東個体群ということになっているんですが、東個体群っていうのは、遺伝的にほとんど均一の個体群なんですね。何でかというと奄美の西個体群の一部が多分、東に分かれて、ごく少数の個体を元に作られた個体群と考えていて、ここは誰かがちゃんとやらなきゃいけないんですけども。

恐らく西田先生が比較されたこの結果とは、ちょっと違う結果になるんじゃないかなという気がしています。これをこれから誰かがやっていくことによってもう少しはっきりすれば、うまくこれからの希少種指定に何か役に立つのかもしれない。

ただ現時点では、もうこういう形しかとれないのかなということで、先ほど事務局の方からも説明がありましたけれども、リュウキュウアユ

に関しては、このまま継続審議という形になっていますので、今後、また指定される可能性は残されてるといふふうに考えています。

私の方から以上ですけれども、何かご質問ありますでしょうか。

津波古委員どうぞ。

**○津波古委員** はい。立原会長にちょっとご教示いただきたいことがあるんですが。

例えば（3）の最後のパラグラフに、今後鹿児島県からの要請等があればとありますが、今のところ要請はなくて、今年9月で委員会指示の効力がなくなった後は、もうそのまま捕っちゃいけませんよっていう規制もしなくて手付かずの状態、例えば再来年とか5年後とかに鹿児島県から要請があったときに、今現在生息している個体群というのは無事に生息してくるのかなど。もし要請があったときに、こちらの個体群ももう危機に瀕しているということにならないかなというのが、ちょっと今ご説明を聞いて心配になったことなんです。

少しその点、何もせず自然のまま置いていても、安定して維持される個体群なのかどうかというのを、ご教示いただければと思います。

**○立原会長** なかなか難しい話なんです、一応、沖縄の個体群は、今4つのダム湖に分散して入ってる形になっていて、そのメインの福地ダムは全域が米軍施設の中ということがあるので、一応こちらのリュウキュウアユの大元ということで、多分消えないだろうなという気はしています。

今後どういう形になるのかわからないですが、例えば、今までと一番違うのは、リュウキュウアユを捕りたいという人が来た場合には、県の許可は全く経ずに、勝手に捕っていいことにはなりませんよね。だから、この辺はもしかすると、総合事務局の北部ダム事務所との相談になるのかもしれないんですが、そこで何らかの規制を、要するに北部ダムの方で許可制にしてもらえれば、どうにか守れるかなという感じです。

今のままだと、恐らく何も規制がなかった場合には、米軍施設じゃない場所、例えば安波とか普久川ダムはどうだったかな。普久川も返還になっていたんですけど。米軍施設外であれば、そこに入って捕ることは、ダム事務所としては、多分今のままだと駄目とは言いにくい形になる可能性があるんで、そこはちょっと考えなきゃいけないですね。

希少種指定がうまくいかなかったので、そうすると次は総合事務局との話になるのかな、という気がちょっとしています。それを内水面漁場管理委員会からやるのか、別のルートでやるのかっていうのはちょっと考えなくちゃいけないところですが。

よろしいでしょうか。

○津波古委員 はい。ありがとうございます。

○立原会長 その他、何かありますでしょうか。

○事務局（米丸） すみません。

事務局からですが、特に自分が担当の時は北部ダム事務所とのやりとりはないのですが、以前は多分、北部ダム事務所との交流はあったかと思うので、現状というのは報告と相談はできるかなと思います。

○立原会長 そうであれば1度、内水面漁場管理委員会から北部ダム事務所の方に、今までの指示による規制が9月に無くなるという話はしていただくといいかもしれないですね。

○事務局（米丸） はい、わかりました。

○立原会長 よろしくお願いします。

その他何かありますでしょうか。

○事務局（米丸） すみません。

事務局ばかりなんです、前回は報告した海と日本プロジェクトです。

まだちょっとRBCからはその後のアプローチがないんですが、岐阜側の事務局の江尾さんから、また電話で「行くことが決まりましたのでよろしくお願いします」という話がありましたので、引き続きご相談させていただければと思います。

以前、津波古委員からあったように、仮にその規制というものがなくなってしまったとしても、これまで続けてきた取組だったりだとか、そういうことを子供たちに伝えていければ、リュウキュウアユという存在は忘れられずに残るのかなと思いますので、その辺は私たちもできる限りのことはしますので、ご協力よろしくお願ひいたします。

○立原会長 どうぞよろしくお願ひいたします。

その他、何かありませんか。

ないようでしたら、今日の委員会はこれで終わりにしたいと思います。

最後に付帯決議ですけれども、本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については事務局に一任する、ということでお願ひいたします。

それでは事務局にお返しいたします。

○事務局（紫波） 立原会長、議事の進行ありがとうございました。

また、委員の皆様もお忙しいところご参加いただきありがとうございました。

事務局から次回の日程についてアナウンスいたします。令和7年度第1回委員会は、4月25日（金）14時から開催予定となっております。会

場は10階水産課の隣、海区漁業調整委員会室でウェブを併用した開催を予定しております。ご参加よろしくお願ひいたします。

最後に質問や確認事項がございましたら、発言をお願いします。

**○山川委員** すいません。声聞こえますか。

今回のリュウキュウアユの件ではないんですけど、ちょっと別の件で、内水面の委員会と関係あるかちょっとわからないんですけど。

比謝川に入っているオイカワのことが今すごい気になっていて、今月調査に行ったら、婚姻色が出ているオイカワがちょっと見られ始めて、お腹も卵がもうパンパンな状態になっていて、何かしら県の方でできることがないのかは、立原先生とか県の方に、少し何かご意見というか、あればお伺いしたいなと思っているんですけども。

すいません。ちょっと、全然これまでの内容と違う内容なんですよ。

**○立原会長** 私からでいいですか。

オイカワはすごく懸念していて、今もう北部に飛び火してるんですよ。

ちょっとどういう経路でオイカワが放されているのかよくわからないんですが、少なくとも北部の例を鑑みると、本来いないような大きなオオクチゴイと一緒にセットで入ってるんですよ。そうだとすると釣り人がオオクチゴイとセットで入れている可能性というのは、ちょっと考えられて非常に懸念していて。

オイカワは恐らく一番嫌なのはダム湖に放流されたときに、恐らくアオバラヨシノボリやキバラヨシノボリの浮遊仔魚を食べるという可能性が非常にあって。それが今一番懸念されているので、今対策をとるとしたら、県の指定外来種のような形に持って行って、そうすると駆除対象になるんですね。ただそのためには、明瞭な例えば環境影響のデータが必要になるかもしれません。

それと、ちょっと今までに沖縄島に入ったコイ科の例なんですけど、今まで沖縄島には何種類かのコイ科魚類が導入されているんですけども、一瞬爆発的に増えるんですよ。ところが、そのあと産卵が不順になっていって、どうもコイ科の魚というのは、温帯適応しているものが多いので、冬と夏の温度差が非常に重要になってくるみたいで。ちょっと夏がめちゃくちゃ暑くて冬が寒いので、四季があるような形になっているんですけど。今までの例だと暖冬が来ると産卵がうまくいかなくなって消えるという例もありますので、オイカワは少しあと5年ぐらい、経過観察は必ずしたほうがいいと思います。

そのまま定着するようであれば、これ以上広がらないように何らかの手は打たないといけないでしょうね、多分。

何か山川委員のところで、産卵期がものすごい長いとかいうデータはないですか。

**○山川委員** それが気になっていて、一応今は毎月行って大きいやつはお腹を開いてという調査はしていますが、いつ行っても、結構こんな小さいやつがいる感じで、それからすると内地みたいに産卵期が夏だけとことはないような複数回というか、もしくはとても長いとかいうふうな繁殖なのかなという感じはします。

ただ結構いつも調査している場所でも、急に数が減ったりすることも時々あって、例えば2月はすごく少なかったんですが、3月はめちゃくちゃ多いとか、どうも川を結構上に下に動いてるような感じがちょっとして。まだもう少し見ていかないと、ちょっとその辺まではわからないかなという感じではあるんですけど。

でももう確実に定着していて、そのおかげかわからないんですがソーデルとかがグッピーとかはすごく数が減って、ティラピアとかもかなり減って、プラティも全然見なくなって、そういうこれまで幅をきかせていた小さい外来魚は軒並みもう数を減らしている感じです。

それが大きな環境影響かというのと、もともといる外来魚が別の外来魚に置き換わったという感じなので、何とも言えないんですよ。

でもこれやっぱり、北部がとても心配だなというふうに感じます。

**○立原会長** 温帯種が琉球列島に入ってくると、基本的には冬産卵になるんですよ。冬産卵になることが多くて、例えば秋産卵のリュウキュウアユが冬産卵になったり、基本的に温帯種が侵入したものは冬産卵になりやすくて。要するに、普通春産卵の種というのは、水温が上がっていくと産卵するんですけども、沖縄では逆に下がっていくと桜の開花みたいな感じになるんですね、

ですから恐らく、冬から産卵が始まってるんじゃないかなという気がして、そうするともしかするとダラダラとずっと産んでいる可能性というのが考えられるので、ちょっとさつき産卵期を聞いたんです。

これはちゃんと継続的に見てもらったほうがいいと思います。

それで、川を上下動してるかどうかを調べるんだったら、うちでよくやっていたのは、イラストマーを背中に打って再放流して、それがどのぐらい動いてるのかというのは、他の魚で見たことはあります。

ちょっと大変ではありますが、そうすれば上下動は確認できますよね。

この問題は結構、あまりいい状態ではないと思います。一番怖いのは誰かがこれ以上放し続けることで、比謝川にはかなりたくさんいるみたいなので、つまりオイカワを放す元がいくらでもあるというような感じ

です、ちょっと怖くはあります。

**○山川委員** そうですね、はい。ありがとうございます。

**○事務局（米丸）** その、オオクチユゴイというのは、釣りの対象として放流する人がいるということなんでしょうか。

**○立原会長** 最近、ルアーでオオクチユゴイをターゲットにしている人がすごい増えて、そうすると多分自分の近くにそういう場所が欲しいと思うとやるんじゃないかな。

というのは、ブルーギルとバスをセットで入れ続ける人がいたのと同じ現象だと思うんですけども。さすがにバスは随分啓発活動が進んで、動かしたらまずいかということになるとすると、オオクチユゴイなら在来種なのでいいだろうと。ただ自分のところに持ってこようとすると、オオクチユゴイの餌がないからセットかなというか。ちょっとそれは推測なんですけど。

少しこれは本当に山川委員が言ったように、かなり懸念される状態で、内水面の魚でもあるので嫌だなという感じではあります。

**○事務局（米丸）** なかなか内水面の漁業がないというのもあって、水産課で動くのは難しいんですが、今思いつくこととしては、やはり自然保護課とか、あとは河川課、あの辺りは河川の管理をしているので、情報提供できるかとは思いますが。

山川先生は、河川課や自然保護課と繋がりがあったりはしますか。

**○山川委員** 自然保護課の外来種担当の方には、この間出た論文をお送りしたり少し話したりして、その指定外来種にしてはどうか検討に上げてもらえないかという話はしたことがあります。

すぐにはやはり多分難しく、立原先生もおっしゃっていたみたいに影響がどうなのかというのを、ちゃんと調べてからみたいなお話でした。

**○事務局（米丸）** わかりました。うちから自然保護課と河川課の方に情報提供だけはしたいと思しますので、何かあれば、山川先生と連絡を取ってもらうことは大丈夫ですかね。ありがとうございます。

**○立原会長** 山川委員、1つ聞いていいですか。年齢査定しましたか。

**○山川委員** してないです。あの、耳石ですか。

**○立原会長** 耳石です。耳石だけじゃなくて、もしかすると鰓蓋骨でもできるかもしれないですが。

何年生きるかというのも、1つキーになってくるので。例えば沖縄島に外来種のフナが入ってくると、フナは10年とかが寿命長いんですよ。そうすると、フナの加入は何年かに一回ずつしか起きないんですが、10年って長いから、個体群が維持されてしまうんですよ。

オイカワは3年ぐらいじゃないかなと思いますけど、3年中1回でも産卵がうまくいくと、個体群が維持されるということになると思うので。

年齢がわかるといろんな考察はもう少ししやすくなるかもしれません。

○**山川委員** 沖縄であまり水温が変わらなくても、耳石はちゃんと刻まれますか。

○**立原会長** 耳石は水温で刻まれるのではなくて、基本的には成熟で刻まれる可能性の方が高いので、むしろ沖縄のやつは本土のやつよりも見やすいんですよ。

水温低下による偽年輪がないので結構見やすく、ただ問題はすごい長い産卵期が続いて各月生まれの個体がいてしまうと、基点月が難しくなるというのはあるかもしれませんが、それでも加入ピークみたいなのがどこかにあれば、年齢査定はできると思います。

○**山川委員** わかりました。オイカワは耳石結構大きいですか。

○**立原会長** わかりません。みたことも切った事もないので。

○**山川委員** そうですか、わかりました。

じゃあちょっと考えてみます。ありがとうございます。

○**事務局（紫波）** 他に、質問や確認事項等ございますでしょうか。

山川委員、貴重な情報提供、誠にありがとうございました。

リュウキュウアユのことも含めて、総合事務局や自然保護課の方に、どういう形をとっていけるかはわからないんですけども、情報提供を進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、以上をもって終了とさせていただきます。ウェブ参加の委員の皆様も御退出いただいて構いません。

次回の委員会も、どうぞよろしくお願ひいたします。お疲れ様でした。